

I 基本構想編

序 章

はじめに

本市は、平成 17 年 9 月に旧中条町と旧黒川村が合併し、「胎内市」として誕生しました。合併後の新市においては、まちづくりを進めていくための新しい指針が求められるところです。

このため、これまでの両町村のまちづくりの成果を生かし、新たな視点による総合的で計画的なまちづくりを実施するため、新市の進むべき方向を定めた総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）を策定するものです。



1 総合計画策定の趣旨

総合計画は、合併し県北の中核的な都市となった「胎内市」が、新市をとりまく社会経済情勢の変化や地域の特性、発展の可能性などを踏まえて、新市の将来像と施策の大綱を定め、その実現に向けて市民と行政とが協働し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくための指針であり、新たな時代のまちづくりの目標を定めるとともに、その実現に向けて、市政運営の方向性を示すものです。

この計画に掲げるまちづくりの基本理念及び都市像は、本市が自立した都市として発展していくための基本的な運営指針であるとともに、併せて市民や企業の諸活動のよりどころとなるものです。

また、国や県などの関係機関に対しては、本市のまちづくりの方向性に対する理解を得ながら、積極的な支援と協力を求める役割を併せ持つものです。



2 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画により構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本理念と市が目指すべき将来像を明らかにし、これを達成するための基本的な施策の大綱を定めたものであり、基本計画、実施計画の基礎となるものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定められた市の将来像を実現するため、施策の大綱に基づき必要諸施策を具体的に体系化し作成するものです。

計画期間は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 カ年とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた諸施策を実現するための具体的な事業計画及び財政計画を定めたものであり、社会経済情勢や住民ニーズの変化や財政状況などに対応していくため 3 年間を計画期間と定め、ローリング方式による定期的な見直しを行うものです。

3 総合計画の位置づけ

総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）は、まちづくりにおける最上位計画として市政運営の根幹をなすものであり、行政改革推進計画、財政計画、各課の個別の事業計画等との連携・整合性を確保しなければなりません。また、市民と行政が協働して総合計画を基本とした市政運営を計画的に行っていくための指標となるものです。

胎内市総合計画のスキーム

